

提出書類チェックシート(広島県)

事務処理関係書類	提出書類		関係規定 (法施行規則第1 条の2第1項)	認定基準	
	提出が必須である書類	必要に応じて提出が必要となる書類			
認定基準関係書類	申請書(正・副)		第4号 第5号	1 管理組合 の運営	(1) 管理者等が定められていること
	認定の申請又は更新申請を決議した集会(総会)の議事録の写し	※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより監事が置かれたことを証する書類(理事会の議事録の写し等)	第6号		(2) 幹事が選任されていること
	マンション管理センターが発行する事前確認適合証(事前確認を受けた場合のみ)		第7号		(3) 集会が年1回以上開催されていること
	管理計画の変更内容チェックシート(変更認定申請の場合のみ)			2 管理規約	(1) 管理規約が作成されていること
	申請手数料チェックシート				(2) マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること
	管理規約の写し		第9号	(3) マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付(または電磁的方法による提供)について定められていること	
	認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書		第3号	3 管理組合 の経理	(1) 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること
	当該直前の事業年度の各月において組合員が滞納している修繕積立金の額を確認することができる書類	※当該直前の事業年度がない場合には、申請日を含む事業年度における集会において決議された収支計算書			(2) 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと
	認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書				(3) 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の三ヶ月以上の滞納額が全体の割合以内であること
	長期修繕計画の写し		第2号	4 長期修繕 計画の作 成及び見 直し等	(1) 長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠して作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されていること
	当該長期修繕計画の作成又は変更を決議した総会の議事録の写し	※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより当該長期修繕計画を作成し、又は変更したことを証する書類			(2) 長期修繕計画の作成または見直しが7年以内に行われていること
	長期修繕計画の作成又は変更を決議した総会の議事録の写し				(3) 長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること
	長期修繕計画の写し	マンションの除却その他の措置の実施が予定されている場合は、その実施時期が議決された総会の議事録の写し等	(4) 長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと		
			(5) 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと		
		修繕積立金ガイドラインを基に設定する水準を下回る場合は、専門家による修繕積立金の平均額が著しく低額でない旨の理由書	(6) 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること		
組合員名簿(区分所有者名簿)及び居住者名簿を備えるとともに、年一回以上更新していることを確認することができる書類(これらの名簿を備えるとともに、年一回以上更新していることに関する表明保証書等)		第8号	5 その他	(1) 管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、一年に一回以上は内容の確認を行っていること	
要綱様式第1号		計画作成都道府県知事等が必要と認める書類		(2) 耐震診断を実施していること。ただし、その結果が「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第3項第一号の国土交通大臣が定める基準」に適合していない場合は、耐震改修工事の実施等について、管理組合の総会等で検討が行われていること(いずれも昭和56年5月31日以前に建築基準法に基づく確認済証の交付及び着工されたマンションに限る。)	
			(3) 土砂災害に対する擁壁の整備等の土砂災害対策の実施について、管理組合の総会等において検討が行われていること(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定前に建築基準法に基づく確認済証の交付及び着工されたマンションに限る。)		
			(4) ハザードマップ等により、マンションが立地している場所の災害リスク(洪水・土砂災害リスク等)を周知していること		
			(5) 災害の種類に応じた避難場所及び避難経路を周知していること		
			(6) 県や市町が行う防災の取組(マイ・タイムラインの作成等)を周知していること		